

# 山梨県公報

第二千十六号

平成二十二年

二月四日

木 曜 日

## 目次

都市計画事業の事業計画の変更認可	四七
建築基準法に基づく道路位置指定	四七
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	四七
大規模小売店舗の新設に関する届出	四八
大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	四八
土地改良区役員の退任及び就任	四九
市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可	四九
その他	
漁業法による水産動植物の取扱いの制限	五〇
漁業法による水産動植物の取扱いの制限の廃止	五〇

## 告示

### 山梨県告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称 増穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 増穂都市計画下水道事業増穂町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

## 四 事業地

### 1 収用の部分

平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十八年山梨県告示第六十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第六十七号及び平成二十一年山梨県告示第八十五号の事業地に増穂町大字天神中条字土井、大字大久保字中堰及び大字最勝寺字猿頭の各一部を加え、大字小林字南明寺東、字八幡西及び字往環東、大字天神中条字北河原、字前田及び字村西、大字最勝寺字宮田、字猿尾田及び字前河原並びに大字青柳町字戸川添及び字整理地の各地内において、事業地を変更する。

### 2 使用の部分

変更なし

### 山梨県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置 甲斐市長塚字前宮四〇五番一
- 二 道路の幅員 五・〇メートル
- 三 道路の延長 二〇・四七メートル

## 公告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人甲斐のめぐみ

2 代表者の氏名 矢崎嘉昭

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市須玉町若神子三千百五十七番二号

4 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、未来を担う子供たちに誇りを持って生きてゆくことが出来るよう支援する事業を行い、活力ある地域社会実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年一月二十六日から同年三月二十五日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年六月四日まで縦覧に供する。  
平成二十二年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 巨摩野農業協同組合 代表理事 米山敏彦  
代表理事 塩澤隆紀  
代表理事 村松市良

2 住所 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 Aコープこま野甲西店

(二) 所在地 山梨県南アルプス市戸田字沖田五十五番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(-) 氏名又は名称 巨摩野農業協同組合 代表理事 米山敏彦  
代表理事 塩澤隆紀  
代表理事 村松市良

(二) 住所 山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年九月二十一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5 千四百五十二平方メートル  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(-) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百九十六台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 三十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百七十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 百五十九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(-) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時（お盆及び年末 午前七時十五分）

(2) 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後八時十五分まで（お盆及び年末 午前七時から午後八時十五分まで）

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後四時まで

三 届出年月日

平成二十二年一月二十日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十二年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司
- 2 住所 神奈川県相模原市横山一丁目一番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ノジマビル

(二) 所在地 山梨県韮崎市藤井町北下条千五百四十二番一号外

2 廃止前の店舗面積の合計

千二百九平方メートル

3 廃止後の店舗面積の合計

九百九十八平方メートル

4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日

平成二十二年二月一日

三 届出年月日

平成二十二年一月二十日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十二年二月四日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	原 広行	大月市初狩町下初狩 一三三番地	平成二十一年六月五日
同	天野 勝雄	同 三八二番地	同
同	天野 公男	同 中初狩 三三八番地	同
監事	小林美亀雄	同 一一二五番地三	同
同	小林 正章	同 八二五番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	知見 勝義	大月市初狩町下初狩 二八二番地	平成二十一年六月六日
同	天野 俊一	同 三七四番地	同
同	川上 誠	同 中初狩 一二八番地	同
監事	小林 建彦	同 七八八番地	同
同	小林 常男	同 三六九番地	同

● 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり定款及び事業計画の変更を認可した。

平成二十二年二月四日

山梨県知事 横内正明

一 組合の名称

甲府紅梅地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十九年一月から平成二十三年五月まで

三 施行地区

甲府市丸の内一丁目三四四番、三四四番一、三四五番、三四五番三、三四六番、三四七番、三四八番一、三四八番二、三四八番三、三四八番四、三四八番五、三四九番、三五〇番一、三五〇番二、三五〇番三、三五〇番四、三五〇番五、三五〇番六、三五七番、三六〇番、三六一番、三六二番、三六三番、三六四番、三六五番、三六六番、三六七番、三六八番、三六九番、三七〇番、三七一番、三七八番、三八五番、三八八番及び三八九番の全部並びに四八四番の一部

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

甲府市丸の内一丁目十六番十号

平成十九年一月十八日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十二年二月四日

## その他

### 山梨県内水面漁場管理委員会指示第一 一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による山梨県内水面漁場管理委員会指示を次のように定め、平成二十二年二月四日から適用し、コクチバスの取り扱いに関する指示（平成九年山梨県内水面漁場管理委員会指示第七 一号）は、廃止する。

平成二十二年二月四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 平 山 公 明

本県内においてコクチバスを採捕した者は、採捕した河川湖沼にこれを再び放し  
てはならない。ただし、公的研究機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

### 山梨県内水面漁場管理委員会指示第一 一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定によるコクチバス及びブルーギルの取り扱いを定める指示（平成十五年山梨県内水面漁場管理委員会指示第五 一号）は、廃止する。

平成二十二年二月四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 平 山 公 明